

法務省提出資料

犯罪被害者等支援弁護士制度の施行準備状況

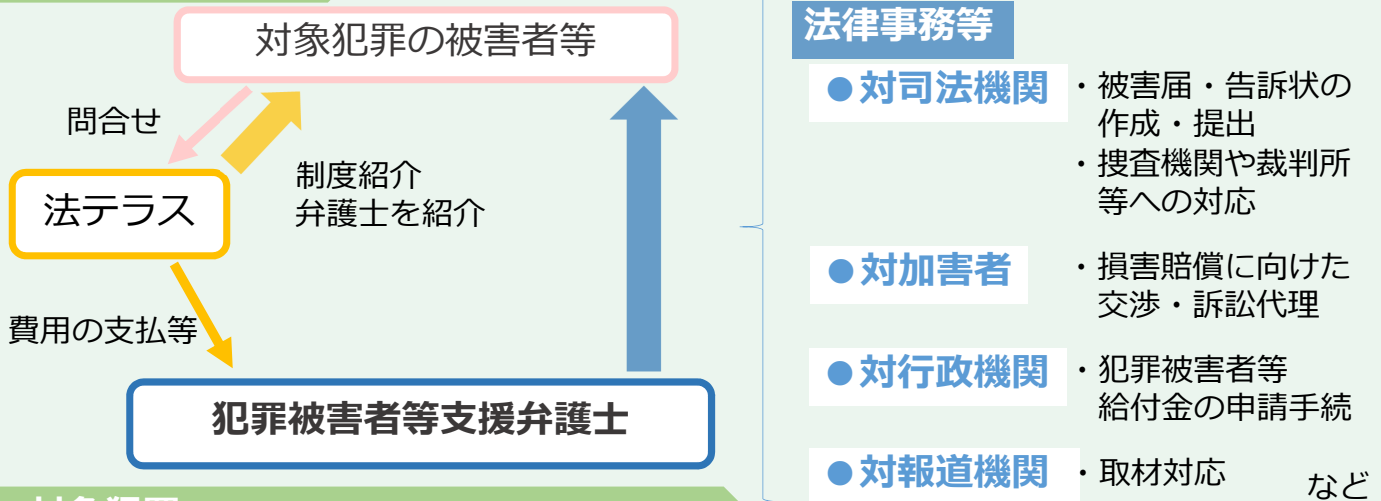
令和7年9月 法務省大臣官房司法法制部

令和6年の総合法律支援法改正により創設された制度の概要

制度の趣旨

犯罪被害者等が**精神的・身体的被害**により、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を自ら行えず、**経済的困窮**から、弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえ、**原則として法テラスが費用を負担して、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行うもの**

制度のイメージ



対象犯罪（改正後の総合法律支援法30条1項9号）

- ① **故意**の犯罪行為により人を**死亡**させた罪
- ② 刑法における**一定の性犯罪等**
- ③ **政令**で定める罪の犯罪行為により**政令**で定める程度の被害を受けた場合

制度の施行準備状況

1 対象犯罪等（③）及び施行期日に係る政令の制定

⇒ **令和7年9月5日制定**（同月10日公布）

【対象犯罪等に係る政令】

- 罪 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪（ex. 傷害罪、危険運転致傷罪）
- 程度 以下のいずれかの程度の**負傷又は疾病**
 - ・ **治療期間3月以上**
 - ・ 犯罪被害給付制度の障害給付金の支給対象となる**第1～14級の後遺障害**

【施行期日に係る政令】

改正法の**施行期日**を**令和8年1月13日**と定める。

2 業務方法書等による制度の詳細の策定

⇒ 業務方法書では、「**資力要件**」、「**費用負担**」の内容や援助の申込みがなされた場合の手続等を規定。**令和7年9月中に法務大臣認可予定**。

3 今後のスケジュール

- 令和7年9月～ 制度の**周知・広報**、関係機関・団体等との**連携構築**
担い手となる**弁護士の確保**（法テラスと弁護士の契約）
- 12月頃 法テラスの**業務システム完成**
- **令和8年1月13日** 改正法の**施行・制度の運用開始**